

衆議院

経済産業委員会議録 第九号

平成二十二年四月二十一日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長

東

祥三君

理事 柿沼 正明君 理事 杉本かずみ君 理事 吉田おさむ君 理事 三谷 恭久君 理事 北神 光男君 理事 金森 正君 理事 佐藤 茂樹君 理事 塩崎 向山 好一君 理事 田嶋 要君

理事 平 將明君 理事 小原 舞君 理事 森山 浩行君 理事 田嶋 要君

理事 稲富 修二君 理事 川口 博君 理事 高木 毅君 理事 佐藤 茂樹君 理事 小原 舞君

り、日本だけが突出して限界削減費用が高い、四百七十六ドル、日本円にしておよそ四万円です。

EUを見てみると、大体、九〇年比二〇〇年から二〇〇%削減と幅を持たせた提示になっていますが、その高い方の数値、三〇%削減をとつてみましても、限界削減費用は百三十五ドル、日本円に直しますと一万一千円。先ほど日本が四万円と申しましたから、日本の四分の一のコストであるということがこの表からもおわかりいただけると思いま

す。つまり、日本の二五%削減は、EUの三〇%削減より削減目標は小さいのですが、削減目標を達成するために必要な費用が高いという逆転現象を起こしているということです。削減量の大小で、削減コスト、費用の大小ははかれないということ。

そして、麻生政権下に提案しました二〇〇五年比一五%削減、これは今回、自由民主党が対案として提出しています低炭素社会づくり推進基本法案の中期目標でもあるんですが、このグラフに記してみますと、二〇〇五年比一五%削減は百五十ドルとなります。この自民党案の削減量で、ようやくEUの百三十五ドルと肩を並べたということです。

なぜ、このように、削減量によって一トンのCO₂を削減するコストに違いが出てくるのか。これを見示すのが次のグラフです。こちらの赤い折れ線グラフです。

継縦の軸が先ほどと同じく限界削減費用、横の軸が二〇〇五年比で日本の削減率をとっています。民主党の九〇年比は、二〇〇五年比で三〇%削減に相当しますので、四百七十六ドル、先ほどと同じです。自民党案は、一五%のところに限界削減費用をマークイングしてあります、百五十一ドルです。

この図のように削減率が低ければ、少ないコストでCO₂一トンを削減できるということ。しかし、削減率が高くなれば高くなるほどグラフは急に立つてくる、すなわち、削減コスト、費用が急

増するということがこのグラフでおわかりいただけると思います。

世界最高水準の省エネ国家日本で、CO₂の削減、すなわち省エネなどをさらに進めることは、乾いたタオルを絞るようなことだとよく言われます。そのことが、このグラフからよくおわかりいただけると思います。省エネルギーの進んだ我が国では、二〇〇五年比三〇%を達成するためにはいかにコストをかけて、ドラスチックな省エネ技術や製品を導入しなければならないか、このグラフから御理解いただけると思います。

つまり、このグラフは、即国民に膨大な負担を求める變成することになるということを物語っていると言えると思うのです。しかし、政府は、限界削減費用が四百七十六ドルもかかっていることがわかつていながら、二五%削減によって国民負担額が幾らになるのか、一切示していません。

まず、このような限界削減費用四百七十六ドルという膨大なコストがかかる二五%削減によって、国民負担額を示されないまま、地球温暖化対策基本法案について議論を進めるという土俵がで

きているとお考えになつてゐるのか。二五%削減が決定しますと、政策の選択肢に一番縛りがかかることになる産業政策、そしてエネルギー政策を所管する直嶋経済産業大臣の見解をお聞きします。

○直嶋国務大臣 今の限界削減費用というのは、確かに、客観的な数字として一つの見方だというふうに思います。計算はおつしやつてあるとおりだと思います。

ただ、この二五%というのは、たびたび申し上げていますように、前提条件のついた、つまり、国際的な枠組みができるということと、それから、すべてを国内で賄うということではなくて、いまして、今後、政府全体で具体的な内容について議論を深めてまいりたいというふうに思つております。

○近藤(三)委員 ただいまの私からの質問は、国民的議論をして国会で議論をしていくのに、条件がそろった土俵があるという質問をさせていただいたわけですが、三条件を初め、何も明らかにされていないということですので、そこが非常に問題であるということを指摘させていただきたいことは、この温暖化対策というのは二〇二〇年で終了するわけではありません。温対基本法にも長期

目標を書かせていただいています。さらにその先があるということでありまして、私どもとしておりますので、前提条件ができるできないといふことにかかわらず、その内容いかんにかかわらず、具体的な施策を積極的に講じていく必要があるというふうに思つております。

もう一つは、前提条件について、やはり、主要な国の背中を押して、積極的な取り組みを意図したものでありますと、CO₂の排出量で見ますと、日本は世界の四%を占めているにすぎません。したがいまして、世界全体で取り組んでいかなければなりません。こうした政府の姿勢では、幾ら国民に地球温暖化への協力を呼びかけても理解は得られないでしようし、世界の背中を後押しするというふうに生きていけないのが我々日本の国民でございま

す。そこで、一点に絞り、経済産業大臣にお聞きします。

経済産業省としては、この二五%削減目標を国内対策だけで達成できるとお考えなのか。もし国内対策だけで達成できないとすれば、我が国の産業政策の責任者として、二五%のうちのどの程度が国内で削減が実現可能な割合と考えているのか、具体的な数字をお答えください。

○直嶋国務大臣 先ほど申し上げたとおり、二五%は、国内対策だけではなく、海外における削減への貢献や森林吸収部分を加えた数値であります。その基本計画の見直しや、あるいは、私どもは、これは今限界費用というお話をしたが、やはり温暖化対策というのは新しい産業を創出するチャンスでもあるというふうに思つていて、そのチャンスを生かした成長戦略との整合性も図つていかなければいけないというふうに思つていまして、今後、政府全体で具体的な内容について議論を深めてまいりたいというふうに思つております。

国内対策に関する削減部分については、二五%削減の具体的な絵姿にかかる検討の中で、海外における貢献の評価のあり方も含め、今後の国際交渉の動向を踏まえつつ、雇用や国民生活への影響に配慮しながら、政府内において十分議論をしてまいりたいというふうに思つております。

○近藤(三)委員 自民党案、二〇〇五年比一五%削減は、すべて国内で削減する、いわゆる真水で削減するという案です。政府案の二五%削減をすべて国内で削減できないとなりますと、クレジットそれから国際的な排出量取引によって、金銭でCO₂の排出権を海外から買取るということです。このような海外の排出枠に頼つてしまつという

た、その真水についてもう少し質問をさせていただきたいたと思います。

この三つの前提条件についてももちろん示してありますので、前提条件ができるできないといふことにかかわらず、その内容いかんにかかわらず、具体的な施策を積極的に講じていく必要があるというふうに思つております。

ただいていませんが、真水部分、国内での削減量も、さらに先ほど申しました国民負担も、達成のための行程表も正式には明らかにされていません。こうした政府の姿勢では、幾ら国民に地球温暖化への協力を呼びかけても理解は得られないでしようし、世界の背中を後押しするというふうに生きていけないのが我々日本の国民でございま

のは、国際公約を達成できないときの手段で、これから国際交渉しようという、日本の国富を流出することを前提とした高い削減目標を掲げるというのは愚の骨頂だと考へております。経済産業大臣には、この点を踏まえつつ、良識を持った対応をしていただきたいとお願いいたします。

さて、政府は、地球温暖化対策基本法案を国会に提出しながら、その前提となります今後の行程表、温暖化対策に係る中長期ロードマップ、議論のたまき台という、小沢環境大臣試案として、まさに中途半端な形で公表しています。この議論のたまき台には、風力発電導入量について記述されています。二〇二〇年の風力発電導入量については、二〇〇五年の百九万キロワットから千百三十万キロワットに、十倍に増加させるとしています。一方、経産省の長期エネルギー需給見通しでは、風力発電の最大導入ケースは五倍の五百万キロワットとなっています。

我が国の陸上で風力発電は、六百四十万キロワットが限界というふうに言われています。もし環境大臣の十倍の目標、試案を実現しようとするならば、海の上、洋上とか、環境大臣が所管する国立公園の中でも風力発電を林立させなければなりません。しかし、漁業補償、それから自然環境の保全、環境アセスの問題を考えた場合、果たして二〇二〇年までにそれだけの風力発電の設置を実現することが本当に可能なんでしょうか。

小沢環境大臣が二五%削減の前提条件の一つとしている、十年後の二〇二〇年に風力発電を千三百三十一万キロワットとするという目標値を、エネルギー政策を所轄している経済産業大臣、経済産業省としても支持しているのか、また異なる見解をお持ちか、お答えください。

○直嶋国務大臣 風力発電については増子副大臣からお答えさせていただきたいと思いますが、この問題に関する取り組みについて、先ほど、自民党案は国内の真水部分を示している、民主党案は真水部分を示していないというふうに言われまし

た。それはそのとおりなんですが、取り組み方の問題として、やはり、日本がどれだけやるかを示すだけでは温暖化対策の実効は上がらないと思つてます。それは先ほど申し上げたとおりであります。そして、全体の四%しか占めていない国だけが単独で頑張つても実効は上がりません。

私もは、やはり国際的な協調体制をしっかりとつくることが不可欠だというふうに思つていて、したがいまして、先ほど夢ばかり追つてといふ御批判もいただきましたが、決して温暖化対策というのは夢ではなくて、現実に取り組まなければいけませんから、鳩山内閣の総力を挙げて、国際的な合意づくりに全力で取り組んでいるところでございます。その上に立つて、着々と、着実にCO₂対策を進めていきたいという考え方でござりますので、私どものそういう考え方については、ぜひ議員にも御理解を賜りたいと思います。

○増子副大臣 お答え申し上げます。

大変厳しい御指摘をいただきました。私どもも、この地球温暖化対策は、しっかりと国を挙げてやつていかなければいけないという立場に立つていることはもう御理解をいただけると思いまます。先ほど御質問の風力発電の導入についてありますが、これは率直に申し上げまして、近藤委員が御指摘されたとおり、小沢試案の中では、私どもとしてもなかなか厳しい数字だということは認識をいたしております。ただ、これはあくまでも小沢試案というふうに思つてますので、政府の案ではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○近藤(三)委員 二五%削減という目標あります。数字のつじつま合わせでいうことにならないように、ぜひ、できることとできないことを峻別していただいて、良識をしっかりと持つて今後の政策決定に取り組んでいただきたいと思います。

さて、小沢大臣試案、議論のたまき台では、原素力発電について次のような目標を掲げています。現状五十四基の原子力発電所を二〇二〇年までに八基新設、増設して、稼働率を最大八八%にします。この稼働率について質問させていただきま

思っています。ただ、これについては、エネルギー基本計画の見直しの中であつかりと整合性もとつていかなければいけないと思つております。風力発電等については、やはり、導入拡大には、立地制約や費用負担など、さまざまな課題があります。いずれしても、風力発電の導入拡大、あるいは太陽光発電の導入等、再生可能エネルギーをどのような形で取り込んでいくかということも非常にすることは委員も御承知のとおりだと思います。

そこで、したがいまして、先ほど夢ばかり追つてといふ御批判もいただきましたが、決して温暖化対策法の中でも、再生可能エネルギーを一〇%導入するという目標数値を掲げてあります。この中でも、しっかりと私ども対策を考えていきたいと思うのですが、せひ議員にも御理解を賜りたいと思います。

その上で、全量買取制度、これも中間取りまとめをやり、今後、国民の皆さんとの対話を含めしっかりと検討をしていきたい、そのように思つておきます。

いずれにしても、あくまでも小沢試案というふうに思つてますので、政府の案ではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○近藤(三)委員 二五%削減という目標あります。数字のつじつま合わせでいうことにならないように、ぜひ、できることとできないことを峻別していただいて、良識をしっかりと持つて今後の政策決定に取り組んでいただきたいと思います。

さて、小沢大臣試案、議論のたまき台では、原素力発電について次のような目標を掲げています。現状五十四基の原子力発電所を二〇二〇年までに八基新設、増設して、稼働率を最大八八%にします。この稼働率について質問させていただきま

す。

我が国これまでの原子力発電の稼働率、最大

九・二%、過去二十年間の稼働率をとつてみまし

ても七三・六%。安全の確保を図った上で原子力

発電を推進する必要があることは論をまちませ

ん。現在運転中の五十四基の原子力発電のうち、

二〇二〇年になりますと、運転年数が四十年を超

える原子力が十八基となります。安全性確保のた

めの適切な点検それからメンテナンスは、さらに重要になっていくわけです。そうしたこと

を考えますと、原子力発電所の稼働率八八%とい

う数字、かなり現実離れしてくるのではないかと

思います。

さらに、経済産業省が四月十九日、総合エネルギー調査会の委員会に示された基本方針案によりますと、二〇三〇年までの稼働率は何と九〇%になります。これは太陽光発電の導入等、再生可能エネルギーをどのようないかで取り込んでいくかということも

極めて重要な課題でありますし、私どもは、基本法の中でも、再生可能エネルギーを一〇%導入す

るという目標数値を掲げてあります。この中で、どのような形で風力発電を導入できるか、今後ともしっかりと私ども対策を考えていきたいと思つております。

その上で、全量買取制度、これも中間取りまとめをやり、今後、国民の皆さんとの対話を含めしっかりと検討をしていきたい、そのように思つておきます。

いずれにしても、あくまでも小沢試案というふうに思つてますので、政府の案ではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○近藤(三)委員 二五%削減という目標あります。数字のつじつま合わせでいうことにならないように、ぜひ、できることとできないことを峻別していただいて、良識をしっかりと持つて今後の政策決定に取り組んでいただきたいと思います。

さて、小沢大臣試案、議論のたまき台では、原

素力発電について次のような目標を掲げています。現状五十四基の原子力発電所を二〇二〇年までに八基新設、増設して、稼働率を最大八八%にします。この稼働率について質問させていただきま

す。

我が国これまでの原子力発電の稼働率、最大

九・二%、過去二十年間の稼働率をとつてみまし

ても七三・六%。安全の確保を図った上で原子力

発電を推進する必要があることは論をまちませ

ん。現在運転中の五十四基の原子力発電のうち、

二〇二〇年になりますと、運転年数が四十年を超

える原子力が十八基となります。安全性確保のた

めの適切な点検それからメンテナンスは、さらに

重要になつていくわけです。そうしたこと

を考えますと、原子力発電所の稼働率八八%とい

う数字、かなり現実離れしてくるのではないかと

思つてます。

さらに、経済産業省が四月十九日、総合エネル

ギー調査会の委員会に示された基本方針案によりますと、二〇三〇年までの稼働率は何と九〇%になります。これは太陽光発電の導入等、再生可能エネルギーをどのようないかで取り込んでいくかということも

極めて重要な課題でありますし、私どもは、基本

法の中でも、再生可能エネルギーを一〇%導入す

るという目標数値を掲げてあります。この中で、

どのような形で風力発電を導入できるか、今後とも

しっかりと私ども対策を考えていきたいと思つております。

その上で、全量買取制度、これも中間取り

まとめをやり、今後、国民の皆さんとの対話を含

めしっかりと検討をしていきたい、そのように思つておきます。

いずれにしても、あくまでも小沢試案というふうに思つてますので、政府の案ではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○近藤(三)委員 二五%削減という目標あります。数字のつじつま合わせでいうことにならないように、ぜひ、できることとできないことを峻別していただいて、良識をしっかりと持つて今後の政策決定に取り組んでいただきたいと思います。

さて、小沢大臣試案、議論のたまき台では、原

素力発電について次のような目標を掲げています。現状五十四基の原子力発電所を二〇二〇年までに八基新設、増設して、稼働率を最大八八%にします。この稼働率について質問させていただきま

す。

我が国これまでの原子力発電の稼働率、最大

九・二%、過去二十年間の稼働率をとつてみまし

ても七三・六%。安全の確保を図った上で原子力

発電を推進する必要があることは論をまちませ

ん。現在運転中の五十四基の原子力発電のうち、

二〇二〇年になりますと、運転年数が四十年を超

える原子力が十八基となります。安全性確保のた

めの適切な点検それからメンテナンスは、さらに

重要になつていくわけです。そうしたこと

を考えますと、原子力発電所の稼働率八八%とい

う数字、かなり現実離れしてくるのではないかと

思つてます。

さらに、経済産業省が四月十九日、総合エネル

ギー調査会の委員会に示された基本方針案によりますと、二〇三〇年までの稼働率は何と九〇%になります。これは太陽光発電の導入等、再生可能エネルギーをどのようないかで取り込んでいくかということも

極めて重要な課題でありますし、私どもは、基本

法の中でも、再生可能エネルギーを一〇%導入す

るという目標数値を掲げてあります。この中で、

どのような形で風力発電を導入できるか、今後とも

しっかりと私ども対策を考えていきたいと思つております。

その上で、全量買取制度、これも中間取り

まとめをやり、今後、国民の皆さんとの対話を含

めしっかりと検討をしていきたい、そのように思つておきます。

いずれにしても、あくまでも小沢試案というふうに思つてますので、政府の案ではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○近藤(三)委員 二五%削減という目標あります。数字のつじつま合わせでいうことにならないように、ぜひ、できることとできないことを峻別していただいて、良識をしっかりと持つて今後の政策決定に取り組んでいただきたいと思います。

さて、小沢大臣試案、議論のたまき台では、原

素力発電について次のような目標を掲げています。現状五十四基の原子力発電所を二〇二〇年までに八基新設、増設して、稼働率を最大八八%にします。この稼働率について質問させていただきま

す。

我が国これまでの原子力発電の稼働率、最大

九・二%、過去二十年間の稼働率をとつてみまし

ても七三・六%。安全の確保を図った上で原子力

発電を推進する必要があることは論をまちませ

ん。現在運転中の五十四基の原子力発電のうち、

二〇二〇年になりますと、運転年数が四十年を超

える原子力が十八基となります。安全性確保のた

めの適切な点検それからメンテナンスは、さらに

重要になつていくわけです。そうしたこと

を考えますと、原子力発電所の稼働率八八%とい

う数字、かなり現実離れしてくるのではないかと

思つてます。

さらに、経済産業省が四月十九日、総合エネル

ギー調査会の委員会に示された基本方針案によりますと、二〇三〇年までの稼働率は何と九〇%になります。これは太陽光発電の導入等、再生可能エネルギーをどのようないかで取り込んでいくかということも

極めて重要な課題でありますし、私どもは、基本

法の中でも、再生可能エネルギーを一〇%導入す

るという目標数値を掲げてあります。この中で、

どのような形で風力発電を導入できるか、今後とも

しっかりと私ども対策を考えimately、

<p

一番重要な、というふうに思つております。
その上で申し上げますと、昨年六月に取りまとめました原子力発電推進策の中で、例えば、事業者による品質保証活動の充実強化や新検査制度への円滑な対応、国や事業者による広報を通じた国民との相互理解促進等の具体策を掲げておりまして、このような対応も含めて、設備の有効利用に向けて、先ほど御紹介しましたように、現在、エネルギー基本計画の改定作業に入つておりますので、その議論の中で詰めてまいりたいというふうに思つております。

新法という割には経済的なインパクトが小さく、そして、鳩山政権の経済成長戦略の柱としようとしている環境政策としては、経済波及効果も明確ではなくて、私は大いに疑問を抱いております。そして、我が国の地球温暖化対策につきまして、各党から提案されました法案が審議されるとなると思いますが、何といいましても、中期目標の値はすぐさま産業界、そして我々国民の生活に大きな影響を及ぼすことになります。身の丈

に合った目標値を設定するといふことが本当に大切だと考えております。世界各国の背中を押すための二五%削減と先ほど直嶋経済産業大臣もおっしゃいましたし、鳩山総理もおっしゃっていますが、日本の健全な持続可能な産業界があつてこそのが国であります。

このことを冷静に冷静にお考えいただきまして、ぜひひびひうまくきつちりと良識を持って対応していただきたいということを直嶋大臣初め、経済産業省の皆様方にお願い、進言申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

○東委員長 次に、永岡桂子君
○永岡委員 おはようございま

永岡桂子でござります。

造を行う事業の促進に関する法律案について質問させていただきます。

済産業省としては看板政策の一つというふうに思っております。我が国の低炭素産業を新たな経

済成長の柱として育成するという大きな役割が期待されているわけでござります。趣旨、目的は、これは特宜こかなつたものである、そういうふう

しかしながら、融資の原資として一千億円の財投資金、またリースの支援事業としては八十億円の特別会計予算がそれぞれ計上されているわけでございます。計上されている予算を見る限りでは、経済効果といった面ではそれほどインパクトは

が大きいとは思えないんですね。

この法案に基づきます施策の実施については、どのような経済効果、また雇用の創出効果を想定していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

す。
また、近藤委員からも随分とCO₂削減のお話

がありましたが、政府が掲げます一九九〇年比〇₂削減二五%、これを目標とするのであれば、

どのくらいのCO₂の削減が見込まれるのか、お聞きいたします。

○直嶋国務大臣　この法案では、エネルギー環境適合製品を開発、製造する事業者に対し、日本

政策金融公庫を活用した低利長期融資、いわゆる
ツーステップローンでござりますが、それと一般

の金融機関の呼び水効果も合わせ、初年度で最大二千五百億円程度の設備投資を奨励することを目

標といたしております。

また今お話しの「...不保障の部分でござりますが、これは中小企業を中心など」といふことです。年間一千から一千五百億円程度の設備投資

資が後押しできるというふうに思つておりますし、これらの設備投資、合算しますと約四千億円

で、これらの設備投資合算してみると総四千億円
ということになりますが、相当規模の雇用を創
出するここぞ期待されるこういうふうに思つてらり

出する」とか期待でもないといふ、なんに思っておられます。

昨年十二月に閣議決定した新成長戦略においては、環境分野において二〇二〇年までに五十兆超の新規投資、百日一万八千億円の削減目標を

兆円超の新市場 百四十万人の新規雇用の創出と
いう目標を打ち出しておりますが、その目標の達

成は大きく貢献するものと評議をいたしております。

○永岡委員 この法案の目的が二つありますよね。一つが資金調達を円滑にすること、そしてもう一つが

う一つが需要の開拓 こうなつてゐるわけです
ね。

日本政策金融公庫の事業内容を拡充するとともに、リース保険制度の導入を図るわけですけれど

も、その対象は何なのか、法案からはちょっと
私、書いてありませんのでわからないわけなんで

事業の促進に関する基本方針を定めるというふうにはなっておりますが、法律では事項のみだけです。内容についても、これもよくわからないんですね。

このような法案、単なる手続的な法案にすぎない内容になつているとと思うんですけども、この内容をちょっと伺わせていただきたいと思います。

法案の対象、エネルギー環境適合製品となりますが、どういうものが対象になるかということをお伺いしたいと思います。これは私、農水畠だとおもは思うんですけれども、木材チップですとかバイオマス関連の発電、そして熱利用の機械をつくるという企業、こういうのも対象になるんでしょうか。

○松下副大臣 お答えいたします。

四つの分野を頭に入れているんですけども、一つは、太陽光や風力などの、化石燃料以外のエネルギーを利用した発電装置等、これは一つの分野だと思います。もう一つは、高効率、高い効率性のあるボイラーなどの、エネルギー消費効率が非常にすぐれているというものです。三つ目が、電気自動車などの、エネルギーを使用する際の環境負荷が低いもの、そういうものを三つ目として考えています。それに加えて、それらの製品の部分品などがありますとか、それに必要不可欠な併設製品として、具体的には、自動車に搭載するリチウム電池だとか、太陽光や風力などの電力を平準化するための蓄電池等、そういうもの。四つのカテゴリーを念頭にして、今、中を検討しているところです。

○永岡委員 次に、融資につきましては、特定事業が対象になるということになつていています。この特定事業ということなんですかねども、

る事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用することにより、技術の水準の著しい向上又は新たな事業の創出をもたらすことが見込まれるものその他の我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの」こうのことになつて開発ということが法案の中に書いてありますけれども、この開発にはいわゆる研究開発も含まれるのでしょうか、それとも試作段階にあるものだけなのでしょうか。あともう一つ、高度な産業技術というのは一体何なのか。産業活動の発達及び改善に資するものというのも何なのかというのをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松下副大臣 お答えいたします。

先ほど、エネルギー環境適合製品というものを御説明いたしましたけれども、これらの開発、製造事業のうち、特に革新的で高度な技術を利用しておられます。今後、技術の向上や新事業の創出などを特定事業として支援していきたいということをございます。

例えば、高度なシリコン薄膜生成技術を用いて薄型、軽量の太陽光発電設備を製造する事業、これまでおりまして、今後、技術の向上や新事業の創出につながることから、融資対象である特定事業になり得るものということでございます。

今後、具体的な基準は基本方針において公表することにしておりまして、支援対象の明確化を一層図つてまいりたいと考えております。法施行後、速やかにこれを決めていくこととて考えております。

○永岡委員 ありがとうございます。

今まだほつきりとしたことはわかつていないと、これから技術革新とともに内容が変わることがあります。

次に伺います。

特定事業というのは「高度な産業技術を利用すること」というふうになつていますけれども、その観点からしますと、この法案の特定事業者といふのは大企業が中心になるというふうに考えらえますけれども、そうした技術力にすぐれた大企業というのは、信用力もすぐれています。国の政策支援を仰がずとも、独自に資金調達が可能ではないかと思います。

大企業対策というのは、もちろん本当に重要な事業については、長期的な資金の供給を行う株式会社日本政策投資銀行があるわけですね。かつて、政策金融機関の再編成があつて、日本政策金融公庫が誕生したわけです。それで現在の業務内容になつたわけなんですけれども、これは大企業は対象から外れてしまつてあるわけなんです。これをえて、今回、大企業向けの融資を行つて対応した方がより効果的なんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしようか。

○増子副大臣 お答え申し上げたいと思います。

委員のおっしゃるとおり、今我が国の経済産業、さらに成長産業に結びつけていかなければなりません。その中心がやはり、低炭素社会の中で、いかにこれらの日本の産業を技術革新を含めて発展させていくかということが極めて重要だと思っています。

そういう中で、やはり今回の法案による製造、開発を行う事業は、生産設備など、大変大規模な成長の資金が必要であるということは御承知のとおりでございます。かつて、新規分野であつて不确定性が高いことから、融資先が大企業であつても非常に事業リスクが高いと私たちは考えているわけでありまして、このため、民間金融機関が融資を行うことが必ずしも容易ではないということが実態でございます。

一方で、エネルギー環境適合製品の製造、開発を行つておりまして、このため、民間金融機関が融資でいくこととしていらっしゃるわけですね。ただいま審議していますこの法案もその中の一つなわけですけれども、低炭素投資に対する支援スキーム、こういうふうな枠であると思つております。

この中の第一が、日本政策金融公庫を活用した融資、今年度は融資枠が一千億、先ほど申上げていますけれども、一千億なわけですね。この法の趣旨、目的は、本当に取り組みはいいものであります。このことは委員も御承知のとおりだと思います。

このような状況を踏まえますと、低炭素産業に

おいて、大企業であつても、本融資制度の対象とする必要は極めて高いものであるというふうに私もは判断をいたしております。

一方、日本政策金融公庫については、御案内のとおり、中小企業に対して、ベンチャーエンジニア企業の経済の活力を維持するため、戦略的に重要な事業については、長期的な資金の供給を行う株式会社日本政策投資銀行があるわけですね。かつて、政策金融機関の再編成があつて、日本政策金融公庫が誕生したわけですね。それで現在の業務内容になつたわけなんですけれども、これは大企業は対象から外れてしまつてあるわけなんです。これをえて、今回、大企業向けの融資を行つて対応した方がより効果的なんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしようか。

○増子副大臣 お答え申し上げたいと思います。

委員のおっしゃるとおり、今我が国の経済産業、さらに成長産業に結びつけていかなければなりません。その中心がやはり、低炭素社会の中で、いかにこれらの日本の産業を技術革新を含めて発展させていくかということが極めて重要だと思っています。

やはり資金繰りは、どうしてもベンチャーエンジニア企業や中小企業が苦しいわけです。そのため、低利融資等の支援策を講じていてございますので、この関係についてあわせてしっかりとやついていきたいと思っております。

○永岡委員 ありがとうございます。

やはり資金繰りは、どうしてもベンチャーエンジニア企業や中小企業が苦しいわけです。そのため、低利融資等の支援策を講じていてございますので、この関係についてあわせてしっかりとやついていきたいと思っております。

融資枠が一千億円となつております。政府は昨年十二月の三十日、新成長戦略を閣議決定されました。この中では、需要と雇用を拡大するために成長フロンティアを拡大していくことがかぎどなつております。強みを生かす成長分野の一つとしてグリーンイノベーションを掲げたわけですね。

経産省では、この新成長戦略を早期に実行するための取り組みとして、早期実行プロジェクト25を取りまとめたわけです。早期に着手します施策について明らかにするとともに、スピード感を持つて我が國の中長期的な成長に向けて取り組んでいくこととしていらっしゃるわけですね。ただいま審議していますこの法案もその中の一つなわけですけれども、低炭素投資に対する支援スキーム、こういうふうな枠であると思つております。

○増子副大臣 お話をとおり、一千億円では小さ過ぎるんではないかというふうな話、大変ありがとうございます。この法案がしっかりと使いこなされていけば、さらに私ども拡大をしていきたいと、いう考えを持っていることは御理解をいただきたいと思います。

ただ、この一千億円を呼び水といたしますて、私どもとしては、民間金融機関の融資と合わせて、少なくとも初年度で約二千五百億円規模の事業規模になることを実は想定いたしております。さらに今後、今申し上げましたとおり、需要の拡大に伴つて対応をしつかりとしていきたいと思っていることで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

ただ、この一千億円を呼び水といたしますて、私どもとしては、民間金融機関の融資と合わせて、少くとも初年度で約二千五百億円規模の事業規模になることを実は想定いたしております。さらに今後、今申し上げましたとおり、需要の拡大に伴つて対応をしつかりとしていきたいと思っていることで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○永岡委員 予算枠をしつかり使つていただき、次に目指す取り組みに向かっていただきたいと思つております。

現在政府が掲げていますマイナス二五%、CO₂削減は、本当に私から見ても、すごく厳しいというふうに言われていますね。鉄鋼業などのエネルギーを本当に多く消費する産業などは、生産を行つておりまして、このため、民間金融機関が融資でいくこととしていらっしゃるわけですね。ただいま審議していますこの法案もその中の一つなわけですけれども、低炭素投資に対する支援スキームの移転するという取り組みが進んでしまつているわけですね。このCO₂削減二五%というこ

とて、地域の雇用が本当に少なくなってしまう経済活動の停滞が起こるという可能性は本当に大きく、現実となるのではないかと心配しているわけなんです。

今回対象になると思われる有力な製造業者は、ローバルな生産体制をもつていて、今後もその体制を維持していくと予想される。しかし、それだけ技術がすぐあるわけではなく、海外流出防止の観点から何らかの対応を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思つてお

○増子副大臣 私どもとしては、この法案に伴う、国内に立地する企業を対象としていることについては、もう御案内のとおりだと思います。あくまでも国内でエネルギー環境適合製品の製造を行う事業者が支援対象ということになります。

内閣が融資をするに当たっては、この融資を必ずすると約束せるとかいうふうなお答えをいただきたいなと思うんです。あと、海外の企業についてはこの融資は受けられるんでしょうか。

委員会のところとおり、一五〇九年度は大変厳しくなります。しかし、これはやはり国を挙げてしっかりと対応していかなければいけない。この中に、新しい技術の革新が進み、かつ新しい産業が創出され、あわせてそれが雇用にもつながっていくこと、そこで、私どものこの対応をしっかりとしたいというふうに思つております。

海外における規制をしたらどうだろう、海外準出についてということをございますが、これについては、やはり自由経済主義の中で、海外に行く企業を制限するということはなかなか難しいということ私が私どもの認識であります。

しかし、海外に工場展開などをすることも想定され
られます。これはこれとして、しっかりと私ども
取り組みをやっていかなければいけないと思ってお
りますが、抑制するということについては、確
念ながら、そのような形で法案で縛ることはなか
なができないということでござりますので、海外
に進出する際も、そしてもちろん国内におけるさ

○永岡委員 海外に流出してしまったのを防ぐ対応
　　といふのは、やはり経産省だけではできないこと
　　だと思いますので、各省、財務省ですとか金融庁
　　もいろいろとこれから議論されて、なるべく日本
　　の中で活動ができるようにお願いしたいと思いま
　　す。

沙に伺います
特定事業の実施に必要な資金につきましては、
日本政策金融公庫から原資を特定金融機関に融資
します。それをもとに指定金融機関が事業者に融
資するわけですが、その利子は財投金利そ
のままなのでしょうか。一般的の融資に比べてどの
ようなメリットがあるのでしょうか。また、日本
政策投資銀行との関係はどうなりますでしょうか。
か。お伺いいたします。
○北川政府参考人 お答え申し上げます。

まずは、貸し出しの条件でござりますが、
これは、指定金融機関と当該事業者の方で、信
用力、事業内容に応じて決まるものでございます。
けれども、もともと財投の資金をお出しするわけ
でござりますので、市中調達よりも金利条件につ
いては低いものとなると考えてございます。ま
た、本来この制度は、長期、固定という資金であ
ることに非常に大きなメリットがあるのでない
かと考えてございます。

しかしながら、改善投資銀行でござりますナレッジ
から、改善投資銀行でござりますナレッジ

○永岡委員 公庫から金融機関を通して融資するわけですけれども、全国に公庫の支店もありますよね、みずから融資は行えはいいんじやないかと。いうふうに思うんですけれども、こうやつてツーワンステップローンにしたその理由をお聞かせください。

は今基本的にやつてございませんので、この点は民間のメガバンクあるいは政策投資銀行にノウハウがあり、融資先の方とも日々いろいろ情報交換をしていると考えましたのですから、具体的な融資窓口、融資自体はそのような方にやつていただきました。その原資として政策公庫を経由してお入れする、こういう形をとつたわけでございます。

環境適合製品の導入支援についてには、今日はリース方式にしたわけですね。減税とか補助金とか低利融資とかいろいろあるわけですけれども、なぜ今回、商品の普及拡大のためにリース方式にしたのかというわけをお伺いいたします。

○増子副大臣　お答え申し上げます。

中小企業の省エネ設備等の導入支援といたしましては、既に日本政策金融公庫がその設備の導入に必要となる資金を低利で貸し付ける環境・エネルギー対策貸し付けを実施しているところでござります。

他方で、中小企業の場合、銀行からの借入枠を
温存するため、設備投資をリースにより行うケー
スも多く見られるのが現状であります。
したがって、中小企業におけるエネルギー環境
適合製品の導入促進を図る観点から、リースによ
る設備導入を支援すべく、融資に加えて、中小企
業等のリース取引を支援の対象としたところでござ
ります。

保険業務を行う需要開拓支援法人、これはどういうところがなるのでしょうか。

ちょっと伺いましたところ、普通の保険会社ではできない、非常にリスクが高過ぎてできないと伺つておりますし、非常に保険業務に精通した方、そしてまた保険会社、そのような方々が複数、それぞれの会社の方々がこの法人をつくるのではないかという話を伺つております。

そうしますと、新たな法人ということになるわけですが、民間の社團法人というふうになるのかどうかは、ちょっと私もわからないのですけれども、これは非常にもうからないわけで、国のお金が八十億入りますね。そうすると、おや、これから事業仕分けをしていくという独立行政法人再びというふうな思いもございます。

お話しになつた保険実務の問題でありますとかそういうことをも含めて、ノウハウや専門知識をもつた方に役員となつていただきたいというふうに思つていて、現在、その指定法人の内容について検討中でございます。

したがって先ほどお話しのアーバンの話を出てくるんですが、そういう御指摘も踏まえて、きちんと御理解いただけるような判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○永岡委員 そうです、天下りのことが心配でお聞きいたしました。

質問を終わります。ありがとうございます。

○東委員長 次に、山本剛正君。

○山本(剛)委員 民主党の山本剛正でございます。

私は、いつも室内ではマイクを使わないんですけれども、きょうはマイクを使ってお話をします。す。

経済産業委員会では初質問でございまして、緊張はしていないんですけれども、多少興奮をしております。二十分という短い時間ではあります

が、一生懸命やらせていただきます。

私の選挙区は、旧産炭地として有名な九州・福岡の筑豊でございまして、川筋気質と言われる、こちやごちや言わぬ何事も本音で勝負をするとい

うことを信条としております。きょうは、松下副大臣、ぜひ本音でお答えいただければと思つております。

まず、今回の法案について御質問を申し上げます。

これから社会を考えると、非常に大切な法律案だと私は思つております。実は先ほどの自民党的永岡先生とかなり大きく質問がかぶるんですけれども、ぜひちょっとお答えをいただきたいなと思います。

低炭素型製品、いわゆる太陽光パネルや電気自動車、リチウム電池などの開発、製造は、今後の経済成長や雇用創出の柱の一つになり得るものであり、これを担う方々への資金供給の円滑化は不可欠であるというふうに私は思つております。

また、中小企業等では、低炭素型の設備の導入は初期投資コストが高くてなかなか進まないという現状もありますけれども、これも新たな制度の構築により導入を促進していかなければなりません。このふうに考えております。低炭素型社会の実現に向けて、一日も早くこういった法律を成立させる必要があるという思いは多くの皆さんと共にをしているのではないかというふうに考えております。

一方で、先ほど本当にかぶるんすけれど

も、経済効果の面ではやはりこの内容はちょっとパンチ不足なのじやないかなと私も思つております。

ツーステップローンによる貸し付け、いわゆる特定事業促進円滑化業務の原資として財政投融資資金に一千億円、政策金融公庫がこの業務を行うため必要な出資金及び経費補助として本年度の一般会計予算に一・七億円、リース支援事業費として本年度特別会計予算に八十億円が計上されています。経済効果もこれを反映したものとなります。先ほど増子副大臣からも御説明がありましたけれども、設備投資の切り札という観点ではやはりどうしても、この数字ではちょっとだけたが一ヶた違うのじやないかなという

思いさえ私もいたしました。

先ほど、経済効果や雇用創出の効果というものです。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

頑張つていただきたいということです。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

これまで私は本質ではないかと思っております。

石油においては、我が国は、一九七〇年代の石油危機以降、官民を挙げた省エネ努力によって、過去三十年間でおよそ三七%もエネルギー効率を改善しております。また、GDP単位当たりの一次エネルギー供給量は世界最少の水準でもあります。

実には、石油、石炭、天然ガス、LPGなどの化石燃料はまだまだ日本の基幹エネルギーであり、ここに頼らざして日本社会は考えられないといふのが私は本質ではないかと思っております。

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

（一百一）

（一百二）

（一百三）

（一百四）

（一百五）

（一百六）

（一百七）

（一百八）

（一百九）

（一百十）

（一百十一）

（一百十二）

（一百十三）

（一百十四）

（一百十五）

（一百十六）

（一百十七）

（一百十八）

（一百十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）

（一百六十四）

（一百六十五）

（一百六十六）

（一百六十七）

（一百六十八）

（一百六十九）

（一百七十）

（一百七十一）

（一百七十二）

（一百七十三）

（一百七十四）

（一百七十五）

（一百七十六）

（一百七十七）

（一百七十八）

（一百七十九）

（一百八十）

（一百八十一）

（一百八十二）

（一百八十三）

（一百八十四）

（一百八十五）

（一百八十六）

（一百八十七）

（一百八十八）

（一百八十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）

（一百六十四）

（一百六十五）

（一百六十六）

（一百六十七）

（一百六十八）

（一百六十九）

（一百七十）

（一百七十一）

（一百七十二）

（一百七十三）

（一百七十四）

（一百七十五）

（一百七十六）

（一百七十七）

（一百七十八）

（一百七十九）

（一百八十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

ですが、ベストミックスの話が出ましたけれども、まさにバランスだと思います。脱化石燃料化を進めることは時代の流れからも必要だろうとうふうには私も考えてはおります。しかしながら、これを進めるこことによって日本の経済が縮んでしまうようなどということについては、私はあつてはならないんじゃないかなと。つまり、方向性がよく日本全体を見たときにバランスというものを絶対考えなければならぬということなんですね。

例えば、原油を精製することによってさまざまな製品が生まれますけれども、その中には、容易に代替のきかない原料であるナフサや、電気などでは到底動かすことができない飛行機のジェット燃料、それから道路をつくる上では欠かせないアスファルト、こういった、石油製品の減産に伴って生産が減って、足りなくなってしまっては元も子もないというようなものもあるわけであります。

例えば、アスファルトでいえば、日本の道路計画に本当に照らし合わせた生産はやはりちゃんと確保しなければならないと私は思いますし、しかしながらこのアスファルトは厄介なもので、百七十度ぐらいで高温で保温しないと、運搬とかできないんですね。ですから、専用の船や専用の車がおのずと必要になります。ですから、足りないからといって即輸入ということが実は非常に難しくて、需要に対する安定供給を考えると、やはり簡単に減産というわけにも私はいかないのでないかなというふうに思っております。

また、地震災害の多い日本の中で、LPGガスなんかは災害時対応に非常にすぐれた利便性を持つております。天然气とLPGガス、これはCO₂排出面では比較的クリーンなガス体エネルギーといふこともありまして、今後、他の化石燃料とは一線を画した利用も私は考えていくべきなのではないかなというふうに思っております。ぜひ、そういうふうに技術革新を推し進めていただきたいというふうに

考へております。

しかしながら、一方、脱化石燃料化ということは、この消費が減少に向かうということでありまでも、現在、国民の皆さんに、石油製品であるガソリンや軽油からガソリン税、そして軽油引取税を納めているわけでありますけれども、これを環境税とか地球温暖化対策税に振りかえるみたいな議論が散見されるんですね。まあ民主党のマニフェストでも若干あつたんですけれども、拡大をしていきたい環境分野が、縮小路線に置かれる石油関係の税金を財源にするというのは、私はいささかこれは本末転倒なんじやないかなといふふうに思つております。

このようなバランス感覚では、私は日本の環境を守つていくといふことはなかなか言えないと、いうふうに思つております。○松下副大臣 御指摘のように、やはりバランスを欠いてはいけないし、バランスをしっかりと保ちながら長期的展望を開いていく、これはもう大事なことだと考へております。

ですから、新エネルギー基本計画の中でも、いわゆる再生可能エネルギーの分野、それから化石燃料の分野、そういうものをいろいろな現実に需給の見通しも含めながら、しっかりととした基本計画をつくつていきたいということの展望を今つくつております。間もなくきちっとした形で公表できると思つていますけれども、それをやりたい。

そういうことで、地球温暖化対策、一方でそういうことにしつかりと取り組んでいかなければいけないと同時に、そういうエネルギーの安定確保そして供給。バランスのとれた長期展望、これがどうしても大事だと考へて、今取り組んでい

○山本(剛)委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

先ほどちょっとと石炭の話も出たので、ぜひ石炭の活用についてもお尋ねをしたいと思います。私は選挙区が旧産炭地なもので、ちょっとしつこくなるかもしれませんのが、お許しをいただきたいと思います。(発言する者あり)猛チャージです、はい。

経済の屋台骨を支えてきました石炭ですけれども、エネルギーは石油とかわつていきまして、北海道や私どもの筑豊など、産炭地は衰退の一途をたどつたわけであります。

日本の石炭自体は、その役割に終止符が打たれました。しかしながら、石炭需要においては、国内炭から輸入炭へと移り変わって、二十一世紀を迎えた今日でも、発電や製鉄においては大いに必要とされている現状があるわけであります。現在、一次エネルギーに占める化石燃料の割合は約八〇%、発電量に占める割合は約六〇%と言われておりますが、その中で石炭が占める割合は、一回次エネルギーで約二〇%、発電量では約二五%と、いずれも高い水準となつてゐるわけであります。

日本は石炭の最大の輸入国であります。これからもその経済性、安定性を考えると活用していくを得ないということは言つまでもないことがあります。また、今後の日本の石炭活用技術、いわゆる石炭ガス化に適した石炭は、今までのよいうな高品位のものではなくて、酸素や水素の含有量が多くて可採埋蔵量の多い低品位炭であります。最高の技術を持つてゐる日本からすれば非常に有利な環境にあると私は思つております。

一方、確かにその石炭、やはり利用を少なくする努力というのはしなければなりませんが、それにも増して、現在、世界最高水準である日本のクリーンコール技術のさらなる進歩を実現していく必要がありますと私は考えておりまし、この石炭活用の技術こそ、世界に求められる技術、日本の成長の柱の一つになり得る分野とも私は考へてい

ます。

確かにCO₂の排出量は多いかもしませんが、世界のエネルギーの需要見通しの中での石炭は二〇三〇年には現在の約一・五倍、発電量見通しでは現在の約二倍に膨れ上がるとも言われています。そこで、今後、この石炭技術分野にどのような開拓をされたいと思います。投資をして、どのような開拓を進めていく、活用される技術を開拓して世界に発信をしていく、活用される技術をつくり続けることこそ成長であるといふふうに私は考へております。

そこで、今後、この石炭技術分野にどのような開拓を進めていく、活用される技術を開拓して世界に発信をしていく、活用される技術をつくり続けることこそ成長であるといふふうに私は考へております。

○松下副大臣 大変的確な御指摘をいたいた、そう思つています。産炭地でしっかりと苦労され門家の御意見だと思って、お答えしたいと考えています。

石炭は、化石燃料の中でも、とにかく経済性にすぐれている、そして供給国が比較的分散している、それに枯渇することが少ないということで、安定供給の観点から見ても非常に重要なエネルギー源であるということはしつかり認識しています。

それで、石炭には単位熱量当たりのCO₂排出量が大きいという問題、御指摘のとおりでござります。また、御指摘いたしましたけれども、我が国は、石炭火力の高効率技術、IGCC、そして、その運転や管理ノウハウによつて世界最高水準の発電効率を持つてゐることでございまます。また、御指摘いたしましたけれども、我が国は、石炭火力の高効率技術、IGCC、そして、その運転や管理ノウハウによつて世界最高水準の発電効率を持つてゐることでございまして、これも我が国の技術の本当に粹を尽くした傑作だと考へております。

これからそういうものを使いながら、中国の、そこには石炭火力、その一辺倒でございますか

ら、そういうところに對して我が國が技術を売り込んでいくことも含めて、大いにCO₂の削減に我が國の技術が貢献できる、そう思つておりますし、同時にまた、CCSと言われている二酸化炭素の分離、回収、貯留といった技術もあわせて、これは日本が誇るべき技術だ、それを今度は打つて出て海外に貢献したいということも含めて、思い切った投資も含めてやつていきたい、こう考えております。

私の選舉区は、冒頭申しましたとおり旧炭鉱地でございまして、ぜひ世界最高水準の石炭技術の発信地として、私どもの築豊を活用していただきたいというふうに私は思っています。

石炭を失つて疲弊した地域が世界最高の石炭技術の集積地として復活する姿を私はこの目で見たいし、実現をしたいというふうに考えておりますし、これが日本の成長なんだという確たるものをおかれながらつくつてまいりたい。特に、先ほど言つた低品位の石炭の埋蔵量は五百年くらいありますから、ぜひこの安定性というものにも着目をしていただきたいというふうに考えております。

大分時間も迫つてきたんですねけれども、最後に、これは要望をちょっと申し上げたいと思いま

先ほど、拡大させたい環境分野の財源を、縮小させようとしているガソリンや軽油の税金で賄おうとしているのはおかしいというような話をさせていただきました。もしガソリン税や軽油引取税を環境対策の税金にそのまま振りかえるというような愚かな判断をされようとしたときには、私は断固反対をしたいというふうに考えております。

ただ右から左へ、取りやすいところから取るといふようなことを認めてしまうなら、政治家なんてやめた方がいいんですよ。この話は政治家の存在意義を打ち消すものだというふうに私は思っております。政治家は、もし新たな分野に財源が必要であるというのならば、その分野にどれだけのお金がかかるから税金を御負担いただきたいと、

正々堂々と国民の皆様に説明をして、納得をしていただぐる努力をするべきだと私は思つております。しかし、それがたゞえ苦しい道であつたとしても、國家百年の計のために、日本の豊かな未來のためには、政治家のみずからが先頭に立つて進むべき道ではないかと、うふうに私は思つております。どうか皆さん、これはもう与野党を超えて申し上げたいと思いますが、日本が今本当に苦しい状況の中に、どの道を進み、どこにたどり着こうとしているのか、いま一度真剣にお考えをいただきまして、日本のあるべき姿への制度づくりに一緒に取り組んでまいりましょう。

以上をもつて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 東委員長　この際、暫時休憩いたします。

午前十時三十分開議

まず、昨日、地球温暖化対策に關して、内閣提出法案、また公明党からの法案、さらに自民党からの中間案と三法案そろって提案理由説明があり、地球温暖化対策に関する基本法についてその審議が始まつたところでございます。

この国会に政府が提出しました地球温暖化対策基本法について、まず一言、その姿勢について申し上げさせていただきたいと思います。

我が国の温室効果ガス削減の中期目標ということで、内閣提出法案には、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とするという、非常にあいまいで、解釈の仕方でいかようにでもなるような前提条件がついていることを、私も提案者の一人

として強く指摘をさせていただきます。

前提条件が満たされたら一五%目標を設

そういうような視点から、きょうは、低炭素投資促進法に関する質問もさせていただきたいと

思っております。
まず、四月の十二日に、経済産業省が次世代自

動車戦略二〇一〇について発表をしております。この件について、まずは質問に入りたいと思いま
す。

この戦略では、民間メーカーの努力だけでは、二〇二〇年の新車販売に占める次世代自動車の割合は二〇％未満となる見込みであることから、政府が目標とする二〇二〇年の新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で五〇%とすると、政府として積極的なインセンティブ施策を講じなければならぬとされております。

そして、この次世代自動車の中でも、新車販売台数のうち、電気自動車、プラグインハイブリッ

ド自動車の合計で一五%から二〇%を占めるようになる、こういう目標が書かれているわけですけれども、まず、このうちの電気自動車の割合はどの程度にしようかお考えですか。

○増子富大臣 江田委員にお答えをいたします。
まず、江田委員には常日ごろ地球環境対策に大
変熱心に取り組んでいることに改めて敬意を表し

たいと思います。と同時に、私どもにちようだいしたさまざまな指摘についてもしつかり受けとめ

ただいま御指摘の、次世代自動車戦略の中での組んでまいりたいと思つております。

私どもが取りまとめました戦略の骨子について
は、今、江田委員の方からお話をあつたとおりで

ございます。

て、一体と いう考え方で、今回の目標数値を一
五%から二〇%とする いうことに実はさせてい
ただいたわけであります。国際競争力の確保の観
点からもぜひ、次世代自動車の開発普及が重要で
ある うことで、しっかりと取り組んでまいり
たいと思っています。

両者については、大容量の蓄電池を搭載し、家庭充電器などインフラの整備もしっかりとやっていかなければなりません。そういう中から、技術、用途面での共通性が非常に高く、一体的に市場に受け入れられ普及していくものと期待をしています。

現時点で私どもも普及・書合の内容については具体的にお示しをさせていただいておりません。これはあくまでも一体的に進めていくことによつて、低炭素社会の実現や競争力確保の觀点から普及促進を図つてまいりたいと思つております。

現時点での割合の中身を示していなきことは御指摘のとおりでござりますが、いずれにしても、今後、電気自動車、ハイブリッドを含めたさまざまな次世代自動車の普及にしつかりと取り組んでまいりる予定でございます。

おいては目標づけられつつあると思うんですね。この電気自動車の普及拡大についてなんですが、これはもう皆様も十分おわかりのとおり、輸部門において、地球温暖化対策にも大変に有効な手段であり、また石油依存度を低減させるためにも有効であり、かつ新産業の創出、雇用の創出に大きく貢献していくものと考えております。ただ、充電インフラの配置といった普及に当たっての対策のほか、懸念材料がござります。これは、従来型の内燃機関自動車やハイブリッド自動車の場合には、我が国が得意とする乗り合せ型の技術の産物なんですね。自動車メーカーの傘下に下請企業、中小企業の幅広いそ野が垂直統合的に広がっているわけです。一方、電気自動車の場合には、従来型の自動車

○増子副大臣 お答え申し上げます。
江田委員御指摘のとおり、私どもは、次世代自動車戦略につきましても、エネルギー基本計画及び新成長戦略と一体という考え方を持って、この戦略をしっかりと立てていきたいと思っております。

いたします。
低炭素化投資によって新たな市場が開拓されることは大変重要なことでございます。産業政策の変更に伴う副作用についてもしっかりと注視して、摩擦を最小限にとどめなければならない、こういうことをつぶさに

策的に需要をつくり出すことによりイノベーションを促進して、企業、経済の成長を通じて雇用を創出していく、こういうことにいたしております。

この場合 従来の自動車メーカー傘下の下請企業のうち、いわば水平統合された新たな生産体制からはじき出される企業も相当数あらわれることになるのではないか。その結果、トータルとして、中小企業の仕事量としてはやはり減少せざるを得なくなるのではないでしようか。この点についても、どれくらいの覚悟で低炭素社会を進めていこうとしているか、その視点から質問をさせていただいております。経済産業省としてどのような見方をお持ちか、お聞かせください。

○江田(康委員) 細んでまいりたいと思っております。すそ野の新しい自動車部品産業界の、特に中小企業に関するところについては、できるだけ私どもその変化に対応できるような支援をしてまいるというふうに考えておるわけであります。

いずれにしても、本戦略を踏まえて、官民で共同研究開発や新分野への挑戦を促進していくなどから、中小企業やこれらの産業にもしっかりと支援をしていくという考え方でいることをぜひ御理解いただきたいと思います。

していくことが成長戦略を推進する上でも重要であるというふうに思っております。

例えば、新たな市場開拓にもつながる、ものづくり中小企業の研究開発でありますとか、新商品や新サービスの開発や国内外の新たな市場開拓支援、こういったことなどをしっかりと実行することによりまして、中小企業の皆さんの不安を打ち消し、成長のためのチャンスを提供してまいりたいというふうに思っております。

昨年末に発表しました新成長戦略の基本方針の中では、環境、健康、観光といった戦略分野で政

今御指摘のとおり、自動車部品産業においても、これから軽量化あるいは省エネルギーとともに、次世代自動車向けの部品への事業展開といったことが当然求められてくるわけであります。以前にもこの件については御指摘をいたしました。電気自動車、ハイブリッド等の関係によれば、そそ野の広い産業が大きな変化をもたらしてくるんだろう、場合によっては、これによって部品産業が

中小企業の構造転換、競争力の強化に対してどのような支援、私は思い切った支援が必要だと思いまます、が、このような点も考えた上で、二五%削減、低炭素社会の構築というものをお考えかどか、大臣にお伺いいたします。

業にとつては大変対応が難しい環境対応でもござります。こういうところまでしっかりと支えていくような成長戦略、やはりこれができ上がらないと、政権の基本法にしても、成長戦略にしても、それは国民からも支持を得ないし、我々も信頼することはできないと思つています。
そういう意味で、覚悟を決めて、経済産業省、大臣、取り組んでいただきたいと思います。

弱体化していくのではないかという御指摘は、以前にもいただいたところであります。

みであり、屋台骨であります。その潜在力をしっかりと發揮させることができ、今後の日本の経済成長の大きなながまを握っているというふうに思つております。

こういう認識のもとに、中小企業の構造転換や新分野への進出など、競争力強化を総合的に支援

次に、中小企業の温室効果ガス削減の支援策について、今回の法案に関連して御質問いたします。

今回の法案では、エネルギー環境適合製品の導入促進を図るために、新たにリース保険制度が創設されることとされています。

このリース保険の関係で、需要開拓支援法人と環境適合製品の普及拡大を図ろうとする意図には大きな賛成です。しかし、低炭素社会を実現していくためには、エネルギー環境適合製品の普及促進制度をつくるだけではなくて、何をどう活用していくば費用対効果の面から見て真に中小企業の温室効果ガスの削減や省エネに資するものになるかということについての個別具体的な情報提供が必要となるのではないかと思つております。いかがでしょうか。

○高橋大臣政務官 御質問ありがとうございます。

御指摘の需要開拓支援法人というのは、本法の第二十条に定めておりますけれども、「次に掲げる業務を行うものとする。」ということで、最初に、先ほど御指摘のあった「リース保険契約の引受けを行うこと。」、「二番目に」「エネルギー環境適合製品に関する情報の提供を行うこと。」、「三番目に」「前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。」と、そういうことが明示をしてございまして、御指摘のとおり、具体的なさまざまな情報を提供するということを業務とするということにしております。

○江田(康)委員 この点については、帝国データバンクのTDB景気動向調査を活用して実施した企業へのアンケート調査もございまして、温室効果ガスの削減に必要な支援措置として、四割近い企業が情報提供やコンサルティングを求めているということがわかつております。

中小企業の省エネ、CO₂対策として、既に国内CDMといった施策が実施されていることは、私は高く評価します。また、これは、今後新たにつくる国内の排出量取引制度の中ににおいても正式に盛り込んでいかなければならぬCDMだと思つておりますけれども、この対象は、現在はごく握りにすぎないわけあります。もつと徹底するためには、中小企業による温室効果ガスの削減や省エネを促進するためには、中小企業に直接出かけていつて、そして個々の中企業のエネルギー使用状況に合った省エネ機器の導入、それからエネルギー管理体制のあり方、こういう適切な情報提供を行ふ、例えば省エネ診断士のような制度を設けることで、絞り切ったぞうきんと言われるのは、エネルギー環境適合製品の普及促進制度をつくるだけではなくて、何をどう活用していくば費用対効果の面から見て真に中小企業の温室効果ガスの削減や省エネに資するものになるかといふことについての個別具体的な情報提供が必要となるのではないかと思つております。いかがでしょうか。

○高橋大臣政務官 御指摘のとおり、CO₂二五%削減に当たつても、中小企業はどうやって取り組んでいくのか、これは大変重要な問題で、情報提供を行つて、年間約千二百件ぐらいの実施をやつております。そこで、経済産業省では、中小規模の事業者が無料で利用できる省エネ診断というのをもう既にやつております。

工場へ行きまして、いろいろな診断を一日させさせていただいて、指導もさせていただく。そして、二、三日かけて報告書もつくつております。具体的に専門家が本当にいろいろな指摘をするという事業をやつております。今年度でも約九億円ぐらゐの予算を設けましてこの指導を行つております。先生御指摘のように、省エネ診断士という名前がいいのかどうかは別として、既にこういうことをやつております。

○江田(康)委員 この点については、帝国データバンクのTDB景気動向調査を活用して実施した企業へのアンケート調査もございまして、温室効果ガスの削減に必要な支援措置として、四割近い企業が情報提供やコンサルティングを求めているということがわかつております。

うなことをやらせていただいております。

○江田(康)委員 それではさらに、政策の効果、内CDMといった施策が実施されていることは、また雇用創出及び成長戦略の関連について御質問

思つておりますけれども、この対象は、現在はごく握りにすぎないわけあります。もつと徹底するためには、中小企業による温室効果ガスの削減や省エネを促進するためには、中小企業に直接出かけていつて、そして個々の中企業のエネルギー使用状況に合った省エネ機器の導入、それからエネルギー管理体制のあり方、こういう適切な情報提供を行ふ、例えば省エネ診断士のような制度を設けることで、絞り切ったぞうきんと言われるのは、エネルギー環境適合製品の普及促進制度をつくるだけではなくて、何をどう活用していくば費用対効果の面から見て真に中小企業の温室効果ガスの削減や省エネに資するものになるかといふことについての個別具体的な情報提供が必要となるのではないかと思つております。いかがでしょうか。

○高橋大臣政務官 御指摘のとおり、CO₂二五%削減に当たつても、中小企業はどうやって取り組んでいくのか、これは大変重要な問題で、情報提供を行つて、年間約千二百件ぐらいの実施をやつております。そこで、経済産業省では、中小規模の事業者が無料で利用できる省エネ診断というのをもう既にやつております。

工場へ行きまして、いろいろな診断を一日させさせていただいて、指導もさせていただく。そして、二、三日かけて報告書もつくつております。具体的に専門家が本当にいろいろな指摘をするという事業をやつております。今年度でも約九億円ぐらゐの予算を設けましてこの指導を行つております。先生御指摘のように、省エネ診断士という名前がいいのかどうかは別として、既にこういうことをやつております。

○江田(康)委員 この点については、帝国データバンクのTDB景気動向調査を活用して実施した企業へのアンケート調査もございまして、温室効果ガスの削減に必要な支援措置として、四割近い企業が情報提供やコンサルティングを求めているということがわかつております。

○直嶋国務大臣 この法案が成立しまして、この制度を運用してまいりますと、両方で、今先生おっしゃつたように、融資とリース合わせまして約四千億円ぐらいの設備投資の効果を試算いたしました。この設備投資が入り口になつて関連事業の生産が誘発され、相当規模の雇用が創出されると、いうふうに見込んでおります。

今回の法案では、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するための低利、長期の資金供給として一千億円を予算化とともに、その事業規模としては二千五百億円。中小企業等が、今言つたエネルギー環境適合製品をリースにより調達する際の信用力補完のための保険制度を創設する。この二点であるかと思いますが、これらにより、どのような経済そのほかへの効果が見込まれるかを改めてお伺いいたします。

例えば、昨年五月に開始されたエコポイント事業というのは新たな法律の制定などの手続は必要としませんでしたけれども、経済産業省が行つた試算によれば、エコポイント事業の効果は、年間約四百万トンのCO₂排出量の削減と約四兆円の生産の誘発、十二万人の雇用創出、こういうことが見込まれるとされておりました。実際、制度導入以降の薄型テレビの販売台数というのは前年に比べて四割以上の増加を続けて、この三月には駆け込み効果もあって前年比二・五倍ですよ。大幅増を記録しております。

他方、今回の法案の内容は、エネルギー環境適合製品として具体的に何が指定されるのかがいまだ不明確であります。二十一種とかいうことを言われておりますけれども、企業として対応しかねる状況かと考えられます。

今回の法案は、いわゆるグリーンニューディールの促進のためのものと認識しております。相応の経済効果が期待されますが、どうも建前の割には大きな経済効果が期待されそうもない。低炭素社会の構築に向けて、また二五%削減に向けて、それに相応するような制度にはなつてないよう私には思えます。もつと総合的な、トータルなプランを立てていかなればと思ひますけれども、経済産業大臣は

しかし、やり方によつては、温暖化対策と雇用

制度を運用してまいりますと、両方で、今先生

おっしゃつたように、融資とリース合わせまして

約四千億円ぐらいの設備投資の効果を試算いたしました。この設備投資が入り口になつて関連

事業の生産が誘発され、相当規模の雇用が創出されると、いうふうに見込んでおります。

今回の法案では、エネルギー環境適合製品の開

発及び製造を行う事業を促進するための低利、長

期の資金供給として一千億円を予算化するととも

に、その事業規模としては二千五百億円。中小企

業等が、今言つたエネルギー環境適合製品をリ

ースにより調達する際の信用力補完のための保険制

度を創設する。この二点であるかと思いますが、

これらにより、どのような経済そのほかへの効果

が見込まれるかを改めてお伺いいたします。

例えば、昨年五月に開始されたエコポイント事

業というのは新たな法律の制定などの手続は必要

としませんでしたけれども、経済産業省が行つた

試算によれば、エコポイント事業の効果は、年間

約四百万トンのCO₂排出量の削減と約四兆円の

生産の誘発、十二万人の雇用創出、こういうこと

が見込まれるとされておりました。実際、制度導

入以降の薄型テレビの販売台数というのは前年に

比べて四割以上の増加を続けて、この三月には駆

け込み効果もあって前年比二・五倍ですよ。大幅

増を記録しております。

他方、今回の法案の内容は、エネルギー環境適

合製品として具体的に何が指定されるのかがいま

だ不明確であります。二十一種とかいうことを言

われておりますけれども、企業として対応しかねる状況かと考えられます。

今回の法案は、いわゆるグリーンニューディー

ルの促進のためのものと認識しております。相

応の経済効果が期待されますが、どうも建

前の割には大きな経済効果が期待されそうもな

い。低炭素社会の構築に向けて、また二五%削減

に向けて、それに相応するような制度にはなつて

ないよう私には思えます。

もつと総合的な、トータルなプランを立ててい

かなればと思ひますけれども、経済産業大臣は

しかし、やり方によつては、温暖化対策と雇用

制度を運用してまいりますと、両方で、今先生

おっしゃつたように、融資とリース合わせまして

約四千億円ぐらいの設備投資の効果を試算いたし

ました。この設備投資が入り口になつて関連

事業の生産が誘発され、相当規模の雇用が創出さ

れると、いうふうに見込んでおります。

今回の法案では、エネルギー環境適合製品の開

発及び製造を行う事業を促進するための低利、長

期の資金供給として一千億円を予算化するととも

に、その事業規模としては二千五百億円。中小企

業等が、今言つたエネルギー環境適合製品をリ

ースにより調達する際の信用力補完のための保険制

度を創設する。この二点であるかと思いますが、

これらにより、どのような経済そのほかへの効果

が見込まれるかを改めてお伺いいたします。

例えば、昨年五月に開始されたエコポイント事

業というのは新たな法律の制定などの手続は必要

としませんでしたけれども、経済産業省が行つた

試算によれば、エコポイント事業の効果は、年間

約四百万トンのCO₂排出量の削減と約四兆円の

生産の誘発、十二万人の雇用創出、こういうこと

が見込まれるとされておりました。実際、制度導

入以降の薄型テレビの販売台数というのは前年に

比べて四割以上の増加を続けて、この三月には駆

け込み効果もあって前年比二・五倍ですよ。大幅

増を記録しております。

他方、今回の法案の内容は、エネルギー環境適

合製品として具体的に何が指定されるのかがいま

だ不明確であります。二十一種とかいうことを言

われておりますけれども、企業として対応しかねる状況かと考えられます。

今回の法案は、いわゆるグリーンニューディー

ルの促進のためのものと認識しております。相

応の経済効果が期待されますが、どうも建

前の割には大きな経済効果が期待されそうもな

い。低炭素社会の構築に向けて、また二五%削減

に向けて、それに相応するような制度にはなつて

ないよう私には思えます。

もつと総合的な、トータルなプランを立ててい

かなればと思ひますけれども、経済産業大臣は

しかし、やり方によつては、温暖化対策と雇用

制度を運用してまいりますと、両方で、今先生

おっしゃつたように、融資とリース合わせまして

約四千億円ぐらいの設備投資の効果を試算いたし

ました。この設備投資が入り口になつて関連

事業の生産が誘発され、相当規模の雇用が創出さ

れると、いうふうに見込んでおります。

今回の法案では、エネルギー環境適合製品の開

発及び製造を行う事業を促進するための低利、長

期の資金供給として一千億円を予算化するととも

に、その事業規模としては二千五百億円。中小企

業等が、今言つたエネルギー環境適合製品をリ

ースにより調達する際の信用力補完のための保険制

度を創設する。この二点であるかと思いますが、

これらにより、どのような経済そのほかへの効果

が見込まれるかを改めてお伺いいたします。

例えば、昨年五月に開始されたエコポイント事

業というのは新たな法律の制定などの手続は必要

としませんでしたけれども、経済産業省が行つた

試算によれば、エコポイント事業の効果は、年間

約四百万トンのCO₂排出量の削減と約四兆円の

生産の誘発、十二万人の雇用創出、こういうこと

が見込まれるとされておりました。実際、制度導

入以降の薄型テレビの販売台数というのは前年に

比べて四割以上の増加を続けて、この三月には駆

け込み効果もあって前年比二・五倍ですよ。大幅

増を記録しております。

他方、今回の法案の内容は、エネルギー環境適

合製品として具体的に何が指定されるのかがいま

だ不明確であります。二十一種とかいうことを言

われておりますけれども、企業として対応しかねる状況かと考えられます。

今回の法案は、いわゆるグリーンニューディー

ルの促進のためのものと認識しております。相

応の経済効果が期待されますが、どうも建

前の割には大きな経済効果が期待されそうもな

い。低炭素社会の構築に向けて、また二五%削減

に向けて、それに相応するような制度にはなつて

ないよう私には思えます。

もつと総合的な、トータルなプランを立ててい

かなればと思ひますけれども、経済産業大臣は

しかし、やり方によつては、温暖化対策と雇用

制度を運用してまいりますと、両方で、今先生

おっしゃつたように、融資とリース合わせまして

約四千億円ぐらいの設備投資の効果を試算いたし

ました。この設備投資が入り口になつて関連

事業の生産が誘発され、相当規模の雇用が創出さ

れると、いうふうに見込んでおります。

今回の法案では、エネルギー環境適合製品の開

発及び製造を行う事業を促進するための低利、長

期の資金供給として一千億円を予算化するととも

に、その事業規模としては二千五百億円。中小企

業等が、今言つたエネルギー環境適合製品をリ

ースにより調達する際の信用力補完のための保険制

度を創設する。この二点であるかと思いますが、

これらにより、どのような経済そのほかへの効果

が見込まれるかを改めてお伺いいたします。

例えば、昨年五月に開始されたエコポイント事

業というのは新たな法律の制定などの手続は必要

としませんでしたけれども、経済産業省が行つた

試算によれば、エコポイント事業の効果は、年間

約四百万トンのCO₂排出量の削減と約四兆円の

生産の誘発、十二万人の雇用創出、こういうこと

が見込まれるとされておりました。実際、制度導

入以降の薄型テレビの販売台数というのは前年に

比べて四割以上の増加を続けて、この三月には駆

け込み効果もあって前年比二・五倍ですよ。大幅

増を記録しております。

他方、今回の法案の内容は、エネルギー環境適

合製品として具体的に何が指定されるのかがいま

だ不明確であります。二十一種とかいうことを言

われておりますけれども、企業として対応しかねる状況かと考えられます。

今回の法案は、いわゆるグリーンニューディー

ルの促進のためのものと認識しております。相

応の経済効果が期待されますが、どうも建

前の割には大きな経済効果が期待されそうもな

い。低炭素社会の構築に向けて、また二五%削減

に向けて、それに相応するような制度にはなつて

ないよう私には思えます。

もつと総合的な、トータルなプランを立ててい

かなればと思ひますけれども、経済産業大臣は

しかし、やり方によつては、温暖化対策と雇用

制度を運用してまいりますと、両方で、今先生

おっしゃつたように、融資とリース合わせまして

約四千億円ぐらいの設備投資の効果を試算いたし

ました。この設備投資が入り口になつて関連

事業の生産が誘発され、相当規模の雇用が創出さ

れると、いうふうに見込んでおります。

の創出の両立が困難となることも懸念されます。ここまで考えて、この二五%削減目標も、また低炭素社会構築へのあらゆる施策も打つていかなければならぬという意味で質問をさせていただきます。

例えばアメリカでは、昨年一月に米国再生・再投資法というものが成立しました。とりわけ再生可能エネルギー分野への投資とその雇用創出効果が期待されておりました。しかし、ことし二月、アメリカン大学の研究プロジェクトから、政府の投資プロジェクトから拠出された二十一億ドルの資金のうち七九%が外国企業に渡ったとの報告書が発表され、議会で議論となりました。

再生可能エネルギー発電の多くは、石炭、石油、天然ガスに比べるとコストが高いわけです。ですから、アメリカでは、風力発電機の基幹部品などは、中国を初めとした外國から調達せざるを得ないのが現実となつていただけです。こうなると、クリーンエネルギー政策がアメリカ国内で十分な雇用を生むのかは極めて疑問ということになつて、議会で議論になつたわけです。

また、よりマクロな観点から見ますと、アメリカでは、オバマ政権発足当初、雇用創出を最優先課題の一つに掲げて、史上最大規模の景気対策法を成立させて雇用対策に取り組んだ結果、二〇〇九年末には二百万人の雇用が維持、創出されたと分析されております。

しかし他方で、二〇〇九年の就業者数は四百七十万人も減少した。失業率は一〇%もの危機的水準に達した。景気対策法の効果はあつたものの、金融危機による雇用調整圧力は政府の想定をはるかに超えており、その規模に対して景気対策の規模が小さかつたために、結果として雇用は非常に危機的な高い水準を記録してしまった。こういうことがございます。

我が国においても、雇用は最優先課題の一つでござります。低炭素社会を構築する中においても、雇用の創出・新産業の創出というのは期待でござりますが、今回の法案で、エネルギー環

境適合製品の生産とか研究開発、導入を支援することができる、あるいは現在の成長戦略を進めることによって、結局のところ、国内でどの程度の雇用創出が実現できると考えておいででしょうか。さらによつて失われる部分も勘案しなければなりません。その日本のトータルとしての雇用環境はどの程度改善させることができるのか、これをお伺いしたい。

そして、これは、今後まとめられる成長戦略にも、また環境相試案からスタートする二五%削減のロードマップにも、そういう経済と雇用の影響と効果についてしっかりと踏まえていかなければならぬと思つておりますけれども、最後に、大臣、このことについてどのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

○松下副大臣 お答えいたします。

昨年末に閣議決定した新成長戦略、基本方針でございますけれども、厳しい雇用環境の中につれて、中長期的には失業率を三%台へ低下させていくことをを目指していくふうにしております。また、中でも環境・エネルギー分野につきましては、強みを生かす成長分野と位置づけられておりまして、五十兆円を超える環境関連の新規雇用の創出、これを二〇二〇年までの目標として掲げております。

この法案によりまして、エネルギー環境適合製品の開発、製造等を支援すること等を通じて、低炭素型産業を新たな経済成長の柱として育成していくこと、そして、我が国を低炭素型産業の世界の拠点としていくことで、新たな雇用をつくり出し、中長期的な雇用環境の改善を目指していくふうに考えております。

○江田(康)委員 今、理想を聞かせていただきました。

このことについては、経済成長戦略の中でも、大臣また副大臣、大変な御努力をいただいているところだと思いますけれども、私が言いたいの

は、こういうような、本当に全体像をつかみながら、雇用と経済の成長をどうしていくのか、これが今一番大事なところでござりますので、この件についても、また、これから温暖化対策並びに経済成長という両面において、これからも委員会で審議があると思いますので、さらに深掘りをしていきたいと思います。

きょうはありがとうございました。終わります。

○吉井委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。

きょうはまず、法案の第一日目ということで、幾つか順番に伺つていただきたいと思うんですが、第二条第三項のエネルギー環境適合製品について最初に伺います。

第一号の非化石エネルギーの中には、再生可能エネルギーとともに原子力発電施設も入るということになると思いますが、どうですか。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。

エネルギー環境適合製品でござりますけれども、二条三項一号にございますように、非化石工

ネルギー源から電気もしくは熱を得るための装置、または燃料を製造するための装置といふふうに規定をされておりまして、原子力につきましても、この第二条第一項の規定にございますよう

に、非化石エネルギー源に含まれております。し

たがいまして、原子力発電設備につきましてもこ

の対象製品であるというふうに解釈されておりま

す。

○吉井委員 これは、「主務大臣が定めるもの」という書き方なんですね。ですから、きちんと確認をしておくことが大事だと思うんです。

第二号で石炭火力も対象となるのかどうかといふこと、この第二号でハイブリッド車、第三号でEV車、第四号でEV車用のリチウムイオン電池、第五号で蓄電池が入ることになると思うんで

すが、確認します。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

この資料のとおりであらうかと思いますが、必ずしも今手元に数字を私ども持つておりませんの

で、この御指摘の資料を前提にすれば、そういう

費効率がすぐれている、いわゆる省エネルギー製品でござりますので、今御指摘の石炭火力、進んだIGCC等のものは含まれるということになると思います。

第三号につきましては、いわゆる環境負荷低減

製品でござりますので、電気自動車が含まれることになります。

それから、第四号、第五号につきましては、この一号から三号の製品の部品あるいは必要不可欠な併設製品でござりますので、今御指摘の、電気自動車に不可欠なりチウムイオン電池設備といふのはその対象になる。(吉井委員)二号でハイブリッドも入りますかと呼ぶハイブリッドも二号に入ることになると思います。

○吉井委員 それで、資料一をごらんいただきました。一九九〇年を一〇〇としたときに、二〇〇八年にかけて、国内生産は、建設用の輸送用機器などを除く自動車で見ればマイナス、全部合わせると輸送機器は若干プラスというふうに出てきますが、つまり、自動車も電機も製造業全体で見て

も、国内で働く人々の数はマイナス、雇用が減少しているということです。

一方、海外の方を見ますと、一般自動車を中心とする輸送用機器は六〇九ですから、六倍に伸びているんですね。二〇〇〇年以降では電機の伸び

が減っているといつても、一般機械と電機を合わせた海外従業員は一五一ですから、一・五倍にふえています。製造業全体で三三八、つまり三・三八倍になったということですから、経産省に確認

しますが、国内では従業員がこの間減って、海外では大幅に伸びているというというのが実態だと思いま

すが、伺います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

この資料のとおりであらうかと思いますが、必

ずしも今手元に数字を私ども持つておりませんの

で、この御指摘の資料を前提にすれば、そういう

ことが言えるのではないかと思ひます。

○平工政府参考人 経済産業省におきまして実施をしております海外事業活動基本調査によります

と、製造業の海外生産比率は、二〇〇〇年度には一一・八%でございましたけれども、二〇〇八年度には一七%になつております。上昇傾向にあるといふふうに認識をしております。

ただ、生産に関して申し上げますと、例えば輸送機械の海外生産比率は、二〇〇〇年度には二三・七%でございましたが、二〇〇八年度には三九・二%というふうに上昇傾向にございます。他方で、国内の生産台数は、二〇〇〇年には千四万台でございましたけれども、二〇〇八年には千五百六十六万台とふえております。すなわち、海外の生産が急激にふえたことによつて比率が高まつているという状況と認識しております。

○吉井委員 あなたのところからいただいた資料でやつていますので、それで、ちゃんと出してあるよう、海外生産比率で見れば、これは電機で三・六倍、自動車で三・一倍だということですかね。それから、電気機械につきましては、実は電気機械と情報通信機械の区分が、二〇〇四年度から区分になりました。この比率を単純に実はお足しになつているんですね。これは加重平均をする必要がございまして、正確な数字で申しますと、この一番下の表でござりますけれども、二〇〇〇年度の数字、二一・九と書いてありますのは一八・〇、それから、二〇〇八年度は四一・一と書いてございますが二〇・七、そして、比率の方は、三・六倍でござりますが一・八倍でございます。

○吉井委員 要するに、大きく伸びてゐるということなんですよ。そこが問題なのであって、本質から外れたところを一生懸命言つたって始まらないわけです。今度の法案で、要するに、ハイブリッド車とかEV車の支援が出でいるわけです。自動車大手三

社について、資料二の方に出しておきました。

下の表を見てもらうとよくわかるんですが、例え、トヨタの国内生産は白の棒グラフ、海外の方は黒い棒グラフの方で見ればわかるんですが、

九〇年代後半に一度落ち込んだんですが、その後、リーマン・ショックまでは順調に伸びているんですね。一方、海外生産台数は、九〇年代半ば

に比べて約四倍伸びているんです。

○平工政府参考人 海外生産比率を、トヨタ、日産、ホンダと、自動車十一社合計で掲載しておきました。リーマン・ショック以降の経済危機の中でも、生産台数は減つても、海外生産比率は伸びているというの

が現実だと思いますが、確認します。

○平工政府参考人 基本的には先生の御指摘のとおりだと認識しております。

九〇年代は、貿易摩擦の回避から現地生産化が進みました。二〇〇〇年代は、むしろ海外の需要がふえているということをございまして、海外展開が進んでおります。

○吉井委員 昨年六月二十六日に朝日で紹介されたように、豊田章男社長は就任直後の記者会見で、身の丈を超えた拡大成長路線を反省しておられるんですが、いざれにしても、海外での生産台数が急増しているというのは事実です。

一方、上の方の表を見ればわかるんですが、一

九九年の労働者派遣法改悪以降、臨時従業員はになつているんですね。これは加重平均をする必

要がございまして、正確な数字で申しますと、こ

よ。トヨタグループで見ますと、働いている人の

リーマン・ショックの直前まで急増したんですね。トヨタでいえば二五%臨時従業員、ホンダでそれぞれ一三%、十一社合計で一六%。これは年度末のデータですが、二〇〇七年度から二〇〇八年度にかけ

て、つまり、リーマン・ショック以降の経済危機の中で、自動車十一社合計で百七万三千十二人か

ら八十七万九千四百三十六人へ約二十万人の首切

り、人減らしが強行されました。

しかし、企業の方は、二〇〇九年度通期の見通しが先日発表されました。トヨタ、日産、ホンダは純利益で黒字を出しているんです。二〇〇八

野で約二十万人の首切り、人減らしが行われたと思うんですが、事実をまず確認しておきます。

○平工政府参考人 吉井委員にお渡しをさせていただけおります資料で、二〇〇七年度、二〇〇八年度の数字が、お渡ししたものとここに書いてありますものが若干数字が違うのではないかと思つておられます。

二〇〇七年度が百八万七百四十、二〇〇八年度は百六万六千二十九でございます。

○吉井委員 実は、ここに社団法人自動車部品工業会の、これはもつと分厚い資料ですけれども、その中の十六ページの資料を持ってまいりましたけれども、昨年十月に海外事業概要調査報告といふのが出されているんです。

トヨタグループなどの大手部品メーカーなどの調査報告なんですが、これによりますと、アメリカでは、日本の現地法人の工場で、七万二千二百五十七人の雇用者の中で、非正規雇用は三・五%なんです。つまり、ほとんど正社員なんです。欧洲でも、日系企業の六万八千九百三人の雇用者の中で非正規雇用は一・〇%、ここでもほとんどが正社員なんですね。日系販売会社を見ても、アメリカで非正規雇用は二・二%、ヨーロッパでは〇・八%、つまり、デイーラーの方たちなども正社員が当たり前なんです。

直嶋経産大臣に伺つておきたいんですが、直嶋さんは自動車に詳しい方ですから、国内では、トヨタでいえば二五%臨時職員で、景気の動向によつてばつさり切られてしまう、ヨーロッパでは正社員が当たり前、こういう実態をまず御存じかどうかを伺つておきます。

○直嶋経産大臣 日本国内の雇用の状況は、今委員がおつしやつてのことだというふうに思いますが、たゞ、二五%がばつさり切られたかどうかといふのは、ここはちょっといろいろと議論があるところではないかと思つてます。

いずれにしても、不安定な雇用の方の比率が日本

の就業者構造の中で見ると高過ぎるというふうに私自身も思つていまして、やはり雇用を安定的

にしていくということは非常に重要なことだと思います。

それから、欧米、ヨーロッパの話が出ました

が、こちらは、やはり日本と制度そのものがかなり異なりますので、単純に比較はできないと思つてます。ただ、例えばパート労働者が日本で議論になつてますが、ヨーロッパの国々の多くは、

例えオランダなんかがその代表ですが、時間当たり賃金はパート労働者も正規雇用者も同じにす

るというような組みがございまして、日本の雇用のやり方とは実態がかなり違うということで、数字だけで単純に比較はできないんですけど、先ほ

ど申し上げたとおり、やはり安定的な雇用といふのが望ましいという考え方方に立つております。

○吉井委員 だから、日本では非正規が多い上に正社員との間で格差が非常にある、これはもう大臣今おつしやつたように、ヨーロッパではその格差がもともと少ない上に、格差もないということ

が事実です。

次に伺つておきたいのは、国内自動車メーカー

では、正規社員の非正規雇用への切り替えが進み、経済危機の中で、そこで派遣切りなどが行わ

れたりしたわけですが、それだけじゃなしに、中下請企業の下請切り、単価切りのあらしが吹き荒れました。

さて、この法律で、こうした自動車、電機産業にツーステップローンで低利長期資金供給を行うとしているわけです。これで企業が新しいハイブリッド車とかEV車の開発、電機関係でいえば、

大企業が高性能のリチウムイオン電池や蓄電技術の開発に成功したとき、その技術を海外で活用し

て、国内産業を空洞化させ、海外生産比率をさら

に高めるということになつては、国民の税金を投

入するわけですから、やはりそれに対する何らかの歯どめ措置というものが必要だと思つてます。

大臣に伺つておきたいのは、そういう歯どめ措置というのはこの法案の第何条のどこで規定されていますか。

○直嶋経産大臣 おつしやつたように、国内立地

ということを促進する、特にこの法案でねらつてありますことは、低炭素型社会をつくるためのさまざまなお新しい商品でありますとか製品を、日本にやはり確保したい。工場はいろいろ出していくわけですが、やはり日本において、その研究開発拠点でありますとか、本社機能でありますとか、よく言われるマザーワーク的なものでありますとか、そういうものをとりわけ確保しながら、国内の雇用を維持していく、あるいは創造していきたいというふうに思っています。

法律の方は、第一条におきまして、「我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与する」ということを法目的として明記いたしております。本法案では、国内でエネルギー環境適合製品の製造を行う事業者が対象となるというふうに理解をいたしております。

○吉井委員 少なくとも四条の特定事業計画の中で、このツーステップローンを受ける事業者に対しては、開発したハイブリッド車やEV車の生産は、その年数が十年がいいか二十年がいいかは別にして、例えば、二十年間は国内で行うこととか、雇用計画を出させて、何人の雇用がふえるといふことになるかを示させないと、やはり国民の税金を使う施策としておかしいと思うんですね。

かつて、一九九九年の産業活力再生法のときは、雇用の増加は何人ということを書かせたわけですね。後に、減税措置をとるために、何人ふえているか、逆に減らしているかというのを報告させていたんです。

当時、自民党政権の時代の法律だったんですけど、しかし、国が応援するからには、雇用の維持、中小下請企業の保護を計画の中に数字で示さると、當時やつたわけですね。今度、入っていなんじゃないですか。これは、なぜ入れないといふうにしたのか、どういう政治判断でやつたのかを大臣伺います。

○松永政府参考人 産活法につきましての御指摘がございましたので、事務的な答弁をさせていただきたいと思います。

産活法につきましては、今議員御指摘のとおり、雇用につきまして、計画できちんと把握するという部分がございます。これは、産活法についても、この法律の再編をいかに円滑に進めるかということが主目的でございますので、そういう規定がございます。

ただ、この法案につきましては、新しい、これから伸びる環境・エネルギー分野の事業というものの国内の設備投資を進める、こういうところには、法律の中では明確に書かれておりません。ただ、今御指摘の第四条の特定事業、これは、具体的に企業から計画を提出いただいて、これが適切なものかどうかということを、主務大臣、製造につきましては経済産業大臣が認定いたしま

したがいまして、今御指摘の、例えば国内で開発をしてその生産を専ら海外で行うというようなことが計画の段階で明確になれば、これは認定の段階できちっと判断をする、こういう運用になるのではないかと思います。

○直嶋国務大臣 今、松永局長からお答えいたしましたとおりなんですが、この法律そのものは、先ほどお話ししたように、環境分野の設備投資を促進していく、そのことによって新しい産業を起こして、雇用を確保していくこという法条でございまして、当然、新しい分野を拡大していくければ、それには見合った雇用は出てくるということでございま

す。アメリカでも、日産も援助を受けていますけれども、ちゃんと雇用が、フォードだつたら三万五千人の従業員を確保しますとか、テスラは一千人の自動車はフランスで生産する、そのことを政府は求めて、ゴーンCEOはそれに同意しています。

アメリカでも、日産も援助を受けていますけれども、ちゃんと雇用が、フォードだつたら三万五千人の従業員を確保しますとか、テスラは一千人の雇用創出とか、北米日産は千三百人の雇用創出とかをうたっているわけです。

最後にこの点だけ重ねて伺つておきますが、税を使つて、開発とともに雇用をちゃんと国内で生み出さんだということを、欧米ではやつてゐるわけですから、これはやはり法律に書き込むべきじゃないですか。

○直嶋国務大臣 産活法と今回の法律は基本的に違つて、産活法は、申し上げるまでもないのですが、非常に不況の中での選択と集中を行つて、そういうことで、不況対策の一環としての事業再編をやつたと

リカ等の部分について申し上げますと、一つの事業計画の中でもそういうものがうたわれているといふことは認識をいたしております。

日本で事業を行う外国のメーカー、企業についても、当然、この法律の対象にはしていくというふうに考えております。

○吉井委員 第一日目の質問を終ります。

○東委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

環境委員会に付託されております内閣提出、地

球温暖化対策基本法案、野田毅君外三名提出、低炭素社会づくり推進基本法案及び江田康幸君提出、気候変動対策推進基本法案について、環境委員会に対し連合審査会開会の申し入れを行うこと

とし、あわせて、本委員会において審査中の内閣提出、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行つて事業の促進に関する法律案について、環境委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ

のよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、環境委員長と協議の上決定いたしますので、御了承願います。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

実務的な事業計画等については、委員が御指摘のような雇用の面も念頭に置きながら、どういう理解します範囲でありますと、法律で抑制している、抑えているといいますか制約をしているところも一部あるかもしれません、例えば今のアメ

第一類第九号

経済産業委員会議録第九号

平成二十二年四月二十一日

平成二十二年四月二十八日印刷

平成二十二年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

F